

Q & A

Q1 東京圏からの移住者であれば、誰でも本助成金の対象労働者となりますか？

A1 東京圏からの移住者のうち、**移住支援金**※3の受給者に限られます。また、移住支援金の受給者であっても、新規学卒者は本助成金の対象にはなりません。

移住者

移住支援金の受給者

本助成金の対象者
(新規学卒者を除く。)

※3 移住支援金とは・・・

地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して、地方公共団体が移住支援事業・マッチング支援事業として実施する、東京圏からの移住者に対して支給する支援金をいいます。

詳しくは、右のQRコードのサイトをご覧ください、事業所のある地方公共団体にお問い合わせください。



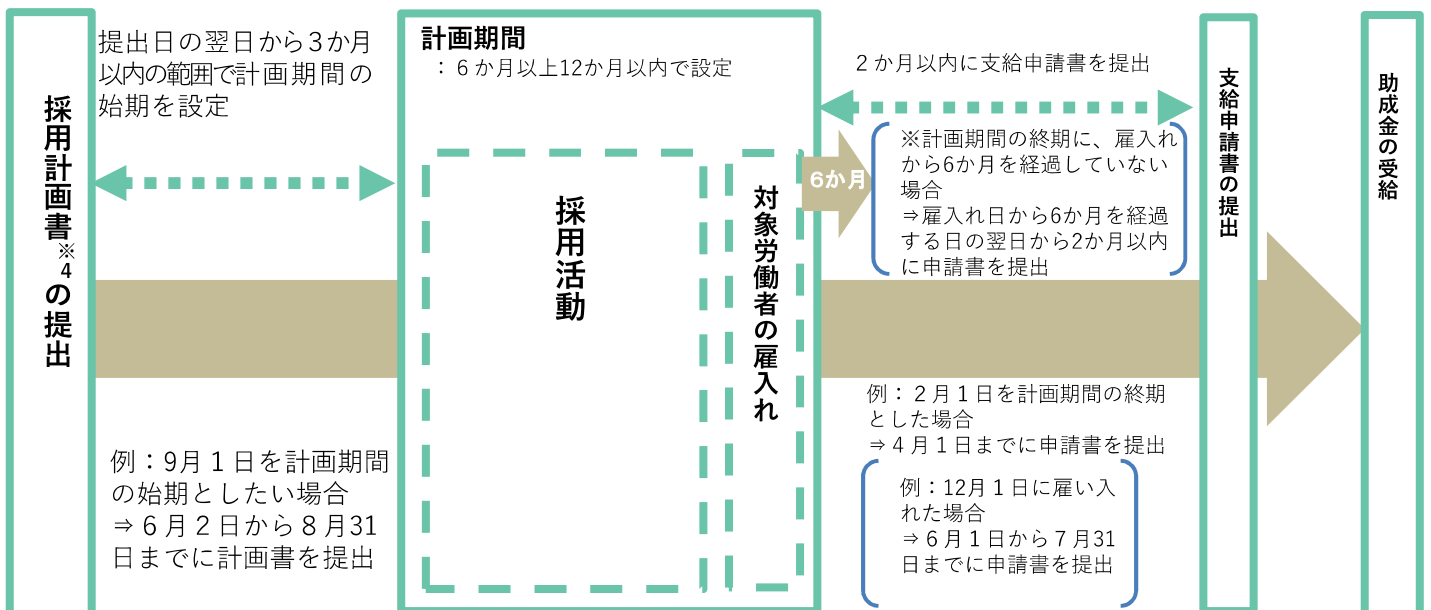
Q2 対象労働者が辞めてしまいました。本助成金を受けられますか？

A2 すべての対象労働者が雇入れ日から6か月以内に離職した場合（離職理由は問いません）は、本助成金を受けることができません。

Q3 地方公共団体の移住支援事業・マッチング支援事業へは未登録ですが、本助成金の採用計画書は出せますか？

A3 地方公共団体の移住支援事業・マッチング支援事業への登録が済んでいない場合でも、本助成金の採用計画書は提出することができます。ただし、本助成金の支給に当たっては登録が必要ですので、速やかにご登録ください。

受給のための手続き



※4 採用計画書は、事業所ごとに作成します。計画書の提出日から計画期間の終期まで、当該計画に関する事業所は別に計画書を提出できません。

本助成金の受給に当たっては、このリーフレットに掲載されていない、各種要件があります。ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局へお問い合わせください。